

連結情報

中間連結財務諸表

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2017年度中間期及び2018年度中間期の中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について、EY新日本有限責任監査法人（新日本有限責任監査法人）の中間監査を受けています。

以下の中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の中間連結財務諸表に基づいて作成しています。

●中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2017年度中間期 (2017年9月30日現在)	2018年度中間期 (2018年9月30日現在)
資産の部		
現金預け金	514,465	728,104
買入金銭債権	10,549	10,189
商品有価証券	540	396
金銭の信託	4,429	6,029
有価証券	1,946,513	1,656,839
貸出金	5,397,930	5,501,875
外国為替	2,496	6,302
リース債権及びリース投資資産	49,671	53,154
その他資産	55,761	45,459
有形固定資産	68,316	68,915
無形固定資産	10,876	10,703
退職給付に係る資産	509	2,223
繰延税金資産	1,408	1,451
支払承諾見返	13,059	11,163
貸倒引当金	△37,828	△39,364
資産の部合計	8,038,701	8,063,446
負債の部		
預金	6,435,302	6,652,996
譲渡性預金	305,918	281,111
コールマネー及び売渡手形	9,815	594
売現先勘定	—	13,537
債券貸借取引受入担保金	274,220	61,213
借入金	322,917	358,795
外国為替	333	322
社債	20,000	30,000
新株予約権付社債	22,546	22,714
信託勘定借	11	783
その他負債	52,027	51,378
役員賞与引当金	28	25
退職給付に係る負債	2,756	1,493
役員退職慰労引当金	488	415
睡眠預金払戻損失引当金	1,113	960
ポイント引当金	127	133
偶発損失引当金	958	920
特別法上の引当金	0	0
繰延税金負債	28,343	21,790
再評価に係る繰延税金負債	8,058	7,921
支払承諾	13,059	11,163
負債の部合計	7,498,025	7,518,273
純資産の部		
資本金	48,652	48,652
資本剰余金	29,140	29,140
利益剰余金	357,827	373,532
自己株式	△16,976	△13,775
株主資本合計	418,644	437,549
その他有価証券評価差額金	105,289	88,016
繰延ヘッジ損益	△163	△56
土地再評価差額金	14,235	13,939
為替換算調整勘定	126	68
退職給付に係る調整累計額	△3,829	△1,061
その他の包括利益累計額合計	115,657	100,906
新株予約権	460	510
非支配株主持分	5,913	6,206
純資産の部合計	540,676	545,173
負債及び純資産の部合計	8,038,701	8,063,446

●中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度中間期 (2017年4月 1日から 2017年9月30日まで)	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)
経常収益	80,797	80,188
資金運用収益	45,118	43,255
(うち貸出金利息)	(27,981)	(28,629)
(うち有価証券利息配当金)	(16,640)	(14,109)
信託報酬	0	7
役務取引等収益	11,042	11,299
その他業務収益	13,750	14,084
その他経常収益	10,887	11,539
経常費用	51,594	54,805
資金調達費用	3,754	3,763
(うち預金利息)	(921)	(863)
役務取引等費用	3,720	3,896
その他業務費用	11,780	14,661
営業経費	31,170	30,134
その他経常費用	1,169	2,349
経常利益	29,202	25,382
特別利益	1	0
固定資産処分益	1	0
特別損失	331	318
固定資産処分損	211	196
減損損失	119	121
金融商品取引責任準備金繰入額	0	0
税金等調整前中間純利益	28,872	25,063
法人税、住民税及び事業税	8,608	7,503
法人税等調整額	△72	30
法人税等合計	8,535	7,533
中間純利益	20,337	17,530
非支配株主に帰属する中間純利益	213	128
親会社株主に帰属する中間純利益	20,123	17,401

●中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科 目	2017年度中間期 (2017年4月 1日から 2017年9月30日まで)	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)
中間純利益	20,337	17,530
その他の包括利益	△982	△5,143
その他有価証券評価差額金	△2,047	△6,930
繰延ヘッジ損益	△22	66
為替換算調整勘定	△176	△97
退職給付に係る調整額	1,166	1,601
持分法適用会社に対する持分相当額	97	215
中間包括利益	19,354	12,386
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,127	12,293
非支配株主に係る中間包括利益	226	93

●中間連結株主資本等変動計算書

2017年度中間期（2017年4月1日から2017年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	48,652	29,140	346,848	△21,276	403,365	107,251	△140
当中間期変動額							
剰余金の配当			△2,627		△2,627		
親会社株主に帰属する 中間純利益			20,123		20,123		
自己株式の取得				△2,576	△2,576		
自己株式の処分			△27	336	308		
自己株式の消却			△6,540	6,540			
土地再評価差額金の取崩			51		51		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△1,961	△22
当中間期変動額合計	—	—	10,979	4,299	15,278	△1,961	△22
当中間期末残高	48,652	29,140	357,827	△16,976	418,644	105,289	△163

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	14,287	303	△4,995	116,704	413	5,697	526,181
当中間期変動額							
剰余金の配当							△2,627
親会社株主に帰属する 中間純利益							20,123
自己株式の取得							△2,576
自己株式の処分							308
自己株式の消却							
土地再評価差額金の取崩							51
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△51	△176	1,166	△1,046	47	215	△783
当中間期変動額合計	△51	△176	1,166	△1,046	47	215	14,494
当中間期末残高	14,235	126	△3,829	115,657	460	5,913	540,676

2018年度中間期（2018年4月1日から2018年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益
当期首残高	48,652	29,140	363,708	△17,538	423,963	94,695	△122
当中間期変動額							
剰余金の配当			△3,038		△3,038		
親会社株主に帰属する 中間純利益			17,401		17,401		
自己株式の取得				△900	△900		
自己株式の処分			△13	84	71		
自己株式の消却			△4,577	4,577			
土地再評価差額金の取崩			51		51		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						△6,679	66
当中間期変動額合計	—	—	9,823	3,762	13,586	△6,679	66
当中間期末残高	48,652	29,140	373,532	△13,775	437,549	88,016	△56

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	13,990	165	△2,663	106,066	460	6,123	536,613
当中間期変動額							
剰余金の配当							△3,038
親会社株主に帰属する 中間純利益							17,401
自己株式の取得							△900
自己株式の処分							71
自己株式の消却							
土地再評価差額金の取崩							51
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△51	△97	1,601	△5,159	50	82	△5,026
当中間期変動額合計	△51	△97	1,601	△5,159	50	82	8,559
当中間期末残高	13,939	68	△1,061	100,906	510	6,206	545,173

●中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	2017年度中間期 (2017年4月 1日から 2017年9月30日まで)	2018年度中間期 (2018年4月 1日から 2018年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	28,872	25,063
減価償却費	3,091	3,281
減損損失	119	121
持分法による投資損益 (△は益)	△34	△55
貸倒引当金の増減 (△)	△1,191	667
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△28	△25
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△174	△1,452
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△451	△802
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△29	△44
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	56	△159
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△5	9
偶発損失引当金の増減 (△)	△33	△1
資金運用収益	△45,118	△43,255
資金調達費用	3,754	3,763
有価証券関係損益 (△)	△10,181	△8,257
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△53	△19
為替差損益 (△は益)	△264	△131
固定資産処分損益 (△は益)	210	196
商品有価証券の純増 (△) 減	487	△12
貸出金の純増 (△) 減	△216,642	△28,431
預金の純増減 (△)	△53,987	△9,003
譲渡性預金の純増減 (△)	142,301	103,106
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△3,916	15,661
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	4,053	836
コールローン等の純増 (△) 減	2,585	164
コールマネー等の純増減 (△)	△2,443	14,064
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△55,624	△81,571
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	4,355	△1,721
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△72	138
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△2,545	△2,763
信託勘定借の純増減 (△)	11	770
資金運用による収入	44,733	43,567
資金調達による支出	△3,670	△3,730
その他	△14,920	13,451
小計	△176,757	43,425
法人税等の支払額	△7,042	△6,998
営業活動によるキャッシュ・フロー	△183,800	36,427
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△121,989	△227,983
有価証券の売却による収入	138,317	234,956
有価証券の償還による収入	144,945	109,332
金銭の信託の減少による収入	—	600
有形固定資産の取得による支出	△1,403	△3,004
無形固定資産の取得による支出	△2,358	△1,406
有形固定資産の売却による収入	8	10
投資活動によるキャッシュ・フロー	157,520	112,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	10,000	10,000
自己株式の取得による支出	△2,576	△900
自己株式の売却による収入	308	71
配当金の支払額	△2,626	△3,034
非支配株主への配当金の支払額	△10	△10
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,094	6,126
現金及び現金同等物に係る換算差額	△176	△89
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△21,361	154,968
現金及び現金同等物の期首残高	533,429	570,054
現金及び現金同等物の中間期末残高	512,068	725,022

● 注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

会社名

群馬中央興業株式会社
ぐんぎん証券株式会社
ぐんぎんコンサルティング株式会社
群馬財務(香港)有限公司(GUNMA FINANCE (HONG KONG) LIMITED)
ぐんぎんリース株式会社
群馬信用保証株式会社

(連結の範囲の変更)

ぐんぎんコンサルティング株式会社は新規設立により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社 5社

会社名

株式会社群銀カード
ぐんぎんシステムサービス株式会社
ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート2号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 2社

会社名

株式会社群銀カード
ぐんぎんシステムサービス株式会社

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名

スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社 3社

会社名

ぐんま医工連携活性化投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート投資事業有限責任組合
ぐんぎんビジネスサポート2号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 1社
9月末日 5社

(2) 連結子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法により償却しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物: 6年~50年
その他: 3年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力等を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者等のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法(DCF法))により計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備えるため、将来使用される見込額を合理的に見積り必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、証券事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引法第46条の5及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日の為替相場により換算しております。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグループピングのうえ特定し評価しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(15) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(16) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

株式	3,301百万円
出資金	484百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

破綻先債権額	6,328百万円
延滞債権額	54,183百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

3ヵ月以上延滞債権額	1,669百万円
------------	----------

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

貸出条件緩和債権額	42,944百万円
-----------	-----------

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

合計額	105,126百万円
-----	------------

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	33,936百万円
--	-----------

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	526,665百万円
計	526,665百万円

担保資産に対応する債務	
預金	16,645百万円
売現先勘定	13,537百万円
債券貸借取引受入担保金	61,213百万円
借入金	355,254百万円
その他負債	300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

有価証券	31,025百万円
その他資産	10,175百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	1,389百万円
-----	----------

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、当中間連結会計期間中における取引はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

融資未実行残高	1,313,097百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	
(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,251,105百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くは、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	1998年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に基づいて、路線価に奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	66,156百万円
---------	-----------

11. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。
劣後特約付社債 30,000百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額 56,045百万円
13. 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。
金銭信託 783百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。
株式等売却益 11,079百万円
2. 営業経費には、次のものを含んでおります。
給料・手当 11,946百万円
3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。
貸倒引当金繰入額 1,491百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	460,888	—	7,000	453,888	(注)1
合計	460,888	—	7,000	453,888	
自己株式					
普通株式	26,805	1,388	7,129	21,064	(注)2
合計	26,805	1,388	7,129	21,064	

- (注) 1 発行済株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。
- 2 自己株式の増加及び減少は次のとおりであります。
自己株式の市場買付による増加 1,387千株
単元未満株式の買取請求による増加 0千株
自己株式の消却による減少 7,000千株
ストック・オプションの権利行使による減少 129千株
単元未満株式の買増請求による減少 0千株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計 期間増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			510	
合計			—			510	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月26日 定時株主総会	普通株式	3,038	7.0	2018年3月31日	2018年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月6日 取締役会	普通株式	2,596	利益剰余金	6.0	2018年9月30日	2018年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
- | | |
|-------------|------------|
| 現金預け金勘定 | 728,104百万円 |
| 日本銀行以外への預け金 | △3,082百万円 |
| 現金及び現金同等物 | 725,022百万円 |

(リース取引関係)

(借手側)

1. ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引
(1) リース資産の内容
- ① 有形固定資産
主として、寮・社宅等であります。
- ② 無形固定資産
該当事項はありません。
- (2) リース資産の減価償却の方法
中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年内	87
1年超	549
合計	636

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

リース料債権部分	42,835
見積残存価額部分	6,192
受取利息相当額	△4,802
リース投資資産	44,225

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の回収予定額

(単位：百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	2,476	12,892
1年超2年以内	2,130	10,344
2年超3年以内	1,627	8,117
3年超4年以内	1,178	5,578
4年超5年以内	635	3,226
5年超	661	2,676

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

1年内	576
1年超	1,080
合計	1,656

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額 (※3)	時価	差額
(1) 現金預け金	728,104	728,104	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	9,102	9,047	△54
其他有価証券	1,641,329	1,641,329	—
(3) 貸出金	5,501,875		
貸倒引当金(※1)	△36,769		
	5,465,105	5,491,243	26,137
資産計	7,843,642	7,869,724	26,082
(1) 預金	6,652,996	6,653,108	111
(2) 譲渡性預金	281,111	281,111	—
(3) 借入金	358,795	358,795	—
負債計	7,292,904	7,293,016	111
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	384	384	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,096)	(2,096)	—
デリバティブ取引計	(1,712)	(1,712)	—

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象の貸出金の時価に含めて記載しております。

(※3) 中間連結貸借対照表計上額のうち、重要性の乏しいものについては記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、残存期間が短期間（1年以内）であるため、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会の公表価格（公社債店頭売買参考統計値）などによっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、中間連結決算日における当該私募債の発行者の信用リスクを反映した期待キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いた額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。一方、固定金利によるものは、キャッシュ・フローを割引いて時価を算出しております。そのうち、店頭金利のあるものは、種類及び期間に基づく区分ごとに、約定キャッシュ・フローを同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割引いております。店頭金利のないものは、内部格付の区分ごとに、信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積り、市場金利で割引いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価が帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率については、定期預金は新規に預金を受け入れる際に使用する利率を、譲渡性預金は市場金利を、それぞれ用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価が帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	2,623
② 子会社株式等(※1)	3,785
合 計	6,408

(※1) 非上場株式及び子会社株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式の減損処理は行っておりません。

(有価証券関係)

※中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1. 満期保有目的の債券

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,700	1,704	3
	地方債	—	—	—
	社債	3,044	3,078	34
	その他	1,315	1,334	19
	外国債券	1,315	1,334	19
	その他	—	—	—
	小計	6,060	6,117	57
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	50	50	—
	その他	6,849	6,736	△112
	外国債券	2,991	2,879	△112
その他	3,857	3,857	—	
小計	6,899	6,786	△112	
合 計		12,959	12,904	△54

2. その他有価証券

	種類	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えるもの	株式	180,861	71,089	109,771
	債券	862,736	847,887	14,848
	国債	291,055	285,145	5,909
	地方債	445,033	437,297	7,735
	社債	126,647	125,444	1,203
	その他	186,498	180,598	5,899
	外国債券	89,000	88,392	607
	その他	97,498	92,206	5,292
	小計	1,230,095	1,099,575	130,520
中間連結貸借 対照表計上額 が取得原価を 超えないもの	株式	7,934	8,703	△768
	債券	262,357	263,209	△852
	国債	10,541	10,563	△22
	地方債	178,571	179,088	△517
	社債	73,244	73,557	△312
	その他	141,232	144,599	△3,367
	外国債券	58,159	58,781	△621
	その他	83,072	85,817	△2,745
	小計	411,524	416,512	△4,988
合計		1,641,620	1,516,088	125,531

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

	中間連結 貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えるもの (百万円)	うち中間連結貸 借対照表計上額 が取得原価を超 えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	1,600	1,600	—	—	—

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	125,531
その他有価証券	125,531
その他の金銭の信託	—
(△) 繰延税金負債	38,099
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	87,432
(△) 非支配株主持分相当額	87
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	671
その他有価証券評価差額金	88,016

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ	71,561	56,962	148	153
	受取固定・支払変動	35,780	28,481	256	261
	受取変動・支払固定	35,780	28,481	△108	△108
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	148	153

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨スワップ	160,819	154,343	232	453
	為替予約	15,634	—	3	3
	売建	7,817	—	△185	△185
	買建	7,817	—	188	188
	通貨オプション	220,865	186,326	—	1,194
	売建	110,432	93,163	△4,896	2,940
	買建	110,432	93,163	4,896	△1,745
	その他	—	—	—	—
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合計		—	—	236	1,651

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	—	—	—	—
	金利先物		—	—	—
	金利オプション		—	—	—
	その他		—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金	23,020	20,313	(注) 3
	受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	—	—	—	
合計	—	—	—	—	—

(注) 1 主として業種別監査委員会報告第24号に基づき、繰延ヘッジにより処理することとしております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸出金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該貸出金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建てのコール・ロートン、貸出金、有価証券、外国債等	79,499	51,106	△2,084
	為替予約		585	—	△12
	その他		—	—	—
為替予約等の振当処理	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	△2,096

(注) 1 主として業種別監査委員会報告第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引、債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

営業経費 122百万円

2. スtock・オプションの内容

	株式会社群馬銀行 第12回新株予約権	株式会社群馬銀行 第13回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当行取締役 (社外取締役を除く) 7名	当行執行役員等 17名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注) 1	当行普通株式 118,800株	当行普通株式 89,000株
付与日	2018年7月30日	2018年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない。	権利確定条件は定めていない。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない。	対象勤務期間は定めていない。
権利行使期間	2018年7月31日～ 2048年7月30日	2018年7月31日～ 2048年7月30日
権利行使価格(注) 2	1円	1円
付与日における公正な評価単価(注) 2	582円	595円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
1株当たり純資産額	1,244円05銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当中間連結会計期間 (2018年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	545,173
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	6,717
(うち新株予約権)	百万円	510
(うち非支配株主持分)	百万円	6,206
普通株式に係る中間期末の純資産額	百万円	538,456
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数	千株	432,823

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円	40.17
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	17,401
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	17,401
普通株式の期中平均株式数	千株	433,174
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (算定上の基礎)	円	40.09
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	—
普通株式増加数	千株	893
うち新株予約権	千株	893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		2019年満期ユーロ米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(額面総額2億米ドル、新株予約権の数2,000個)

(重要な後発事象)

自己株式の取得

2018年11月6日開催の取締役会において自己株式の取得を決議し、次のとおり取得いたしました。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当行普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 6,000,000株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,201百万円 |
| (4) 取得期間 | 2018年11月7日～2018年12月7日 |

●セグメント情報

■報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当行の経営事項及び業務執行に関する最高意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」、「リース業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、当行及び海外連結子会社の群馬財務（香港）有限公司において預金業務、貸出業務、証券業務、有価証券投資業務、為替業務及び信託業務等を行っております。

「リース業」は、連結子会社のぐんぎんリース株式会社においてリース業務を行っております。

なお、当中間連結会計期間より、新規設立したぐんぎんコンサルティング株式会社の経営コンサルティング業務を「その他」に含めております。

■報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は経常利益をベースとした数値であります。セグメント間の取引価格は、一般の取引と同様の条件で行っております。

■報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

2017年度中間連結会計期間（2017年4月1日から2017年9月30日まで）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	66,615	12,627	79,243	1,554	80,797	—	80,797
セグメント間の内部経常収益	270	160	431	616	1,047	△1,047	—
計	66,885	12,788	79,674	2,171	81,845	△1,047	80,797
セグメント利益	27,284	625	27,909	1,307	29,217	△14	29,202
セグメント資産	8,022,370	69,319	8,091,689	31,186	8,122,876	△84,174	8,038,701
セグメント負債	7,502,593	57,232	7,559,826	15,929	7,575,755	△77,730	7,498,025
その他の項目							
減価償却費	2,689	331	3,020	55	3,075	15	3,091
資金運用収益	45,228	10	45,238	15	45,253	△135	45,118
資金調達費用	3,744	134	3,879	—	3,879	△125	3,754
持分法投資利益	36	—	36	—	36	△1	34
特別利益	1	—	1	—	1	—	1
特別損失	331	—	331	0	331	—	331
(固定資産処分損)	(211)	(—)	(211)	(0)	(211)	(—)	(211)
(減損損失)	(119)	(—)	(119)	(—)	(119)	(—)	(119)
税金費用	7,910	202	8,113	422	8,535	0	8,535
持分法適用会社への投資額	2,902	—	2,902	—	2,902	—	2,902
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,233	319	3,553	129	3,683	78	3,761

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△14百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△84,174百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△77,730百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額15百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△135百万円、資金調達費用の調整額△125百万円、持分法投資利益の調整額△1百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去等

であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額78百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	65,788	12,711	78,500	1,687	80,188	—	80,188
セグメント間の内部経常収益	296	160	457	607	1,064	△1,064	—
計	66,085	12,871	78,957	2,295	81,252	△1,064	80,188
セグメント利益	23,798	428	24,226	1,162	25,389	△7	25,382
セグメント資産	8,047,762	74,865	8,122,627	32,798	8,155,426	△91,979	8,063,446
セグメント負債	7,525,801	62,158	7,587,960	15,817	7,603,777	△85,504	7,518,273
その他の項目							
減価償却費	2,863	338	3,201	55	3,257	24	3,281
資金運用収益	43,369	10	43,380	14	43,395	△139	43,255
資金調達費用	3,755	138	3,893	—	3,893	△129	3,763
持分法投資利益	56	—	56	—	56	△1	55
特別利益	0	—	0	—	0	—	0
特別損失	318	—	318	0	318	—	318
（固定資産処分損）	(196)	(—)	(196)	(0)	(196)	(—)	(196)
（減損損失）	(121)	(—)	(121)	(—)	(121)	(—)	(121)
税金費用	6,973	163	7,136	395	7,532	0	7,533
持分法適用会社への投資額	3,265	—	3,265	—	3,265	—	3,265
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,858	441	4,299	18	4,318	93	4,411

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、物品等の輸送業務及び現金自動設備の保守等業務並びに証券業務、保証業務、経営コンサルティング業務を含んでおります。

3. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△7百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額△91,979百万円は、セグメント間取引消去であります。

(3) セグメント負債の調整額△85,504百万円は、セグメント間取引消去であります。

(4) 減価償却費の調整額24百万円は、セグメント間取引消去額並びに連結上「有形固定資産」及び「無形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であります。

(5) 資金運用収益の調整額△139百万円、資金調達費用の調整額△129百万円、持分法投資利益の調整額△1百万円、税金費用の調整額0百万円はセグメント間取引消去等であります。

(6) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額93百万円は、リース投資資産からの振替額であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

連結リスク管理債権

●連結リスク管理債権

（単位：百万円）

	2017年9月30日	2018年9月30日
破綻先債権額	5,888	6,328
延滞債権額	54,122	54,183
3ヵ月以上延滞債権額	2,549	1,669
貸出条件緩和債権額	41,250	42,944
合計	103,810	105,126

(注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。